

進修館ファンクラブ会員規約

(名称)

第1条 本会の名称は進修館ファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）とします。

(目的)

第2条 宮代町立コミュニティセンター進修館（以下「進修館」という。）の建築理念を多くの方に知ってもらうこと、建築物としての美しさを多くの方に知ってもらうこと、美しい建築物として後世に残すこと、進修館を記憶として後世に残すことを目的とします。

(運営主体)

第3条 進修館ファンクラブの運営は、ファンクラブ事務局が行うものとします。

2 ファンクラブ事務局は進修館の指定管理者が担うものとします。

(活動)

第4条 第2条の目的を達成するために、次の各号の活動を実施します。

- (1) 進修館にまつわる資料をデジタルアーカイブ化し蓄積していきます。
- (2) アーカイブ化された資料を用いて、進修館の魅力を各方面に発信します。
- (3) 年1回、ファンクラブ企画を実施します。
- (4) 宮代町との連携を図り、進修館を後世に残すよう計らいます。
- (5) 年4回、ファンクラブ会報を発行し活動報告を行います。

(会員)

第5条 入会希望者は、本規約の内容に同意した上で、入会手続き及び会費の納入が完了することで会員と認めます。ただし、ファンクラブ事務局の任意の判断により、入会を認めないことができます。

2 入会の際に会員が申告する登録情報の全ての項目に関して、虚偽の申告が認められた場合は、入会を取り消すことができます。

3 会員期間はファンクラブ事務局が入会を承認した日が含まれる月の1日から年度末までとします。

(会員特典等)

第6条 会員は、入会特典を受けることができます。

2 会員は、年4回発行される会報誌を受けとることができます。

3 会員は、ファンクラブ事務局主催企画のご案内を受けとることができます。

(年会費)

第7条 年会費は、年額5,000円とし、入会時に納入するものとします。ただし、10月以降の入会の場合は、3,000円を納入するものとします。

2 会費の納入方法は、銀行振込または進修館窓口での現金納入とします。ただし、銀行振り込みの場合の振込手数料は、会員の皆様のご負担となります。

(継続)

第8条 会員の継続については、年度末に次年度分年会費の納入をもって認めます。

(会員義務)

第9条 会員は、入会申し込みにおいて届け出た内容に変更があった場合、速やかにファンクラブ事務局への届け出を行うものとします。

2 会員が前項の届け出を怠った場合により発生するファンクラブ事務局からの告知不到達等に関しては、ファンクラブ事務局は一切責任を負いません。

(本規約の追加、変更)

第10条 本規約の追加、変更はファンクラブ事務局が行い、会員にその都度、追加・変更事項を通知するものといたします。

2 本規約の内容が変更になった場合、規約変更前に入会した会員については、新しい規約の内容に異議がある場合、退会することができます。

(退会)

第11条 会員期間満了から3ヶ月経過するまでに、会員が継続の手続きをしない限り、当該会員は退会したものとします。

2 会員が会員規約に反する行為を行った場合、あるいはファンクラブ事務局に対して著しく損害を与えるとファンクラブ事務局が判断した場合、会員の資格を一時停止または剥奪できるものとします。

3 会員からによる途中退会の場合、いかなる理由においても会費の返却はいたしません。

(個人情報)

第12条 ファンクラブ事務局は、会員の個人情報を、サービスの提供以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示、提供しないものとします。

(サービスの中断)

第13条 天災、火災、停電、社会情勢の変化等の不可抗力な理由により、一時サービスの提供が中断される場合があります。その場合速やかに復旧に努めますが、それによって発生する損害に対してファンクラブ事務局は一切責任を負いません。

(本会の解散)

第14条 本会は、進修館の運営状況、およびファンクラブ事務局にその活動を継続しがたい事情が生じた時は解散いたします。ただしこの場合、ファンクラブ事務局は会員に連絡の上、解散月の翌月以降の会員期間に応じて会費を返却いたします。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。